

災害の被害認定基準の見直しを求める意見書

本県では、県の北部を中心に連続して発生した線状降水帯により、令和6年7月25日から26日にかけて記録的な大雨に見舞われ、土砂崩れや道路の崩落、河川の氾濫が各地で発生し、住家の全壊・半壊や床上・床下浸水は合わせて1,642棟に上るなど、自然災害として過去最大の甚大な被害となった。

本県においては、激甚災害の指定等を受け、関係市町村等と連携し、災害からの復旧及び復興並びに被災者の生活再建支援に全力で取り組んでおり、市町村では、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、浸水による住家の被害認定を行ったところである。

この被害認定によれば、特別豪雪地帯に指定されている市町村で普及している1階部分が鉄筋コンクリート造の3階建て住家（高床式住宅）において、1階部分に設置した、冬期の日常生活を送る上で必要不可欠な暖房や給湯のためのボイラー、家財の全損等により、多額の経済的被害が発生しているにも関わらず、1階部分への浸水は床下浸水であるとして、準半壊に至らない「一部損壊」とせざるを得ない事例が発生している。このことは、被災者生活再建支援法に基づく支援や災害救助法に基づく住宅の応急修理等において、支援の対象外とみなされるなどの不利益につながっており、被災者の生活再建に多大な影響を及ぼしている。

よって、国においては、被災者の生活の安定及び住居の再建を迅速に進めるために、それぞれの地域特有の事情も考慮した被害の認定が可能となるよう、被害認定基準の見直しを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月18日

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	石破茂	殿
総務大臣	村上誠一郎	殿
財務大臣	加藤勝信	殿
内閣府特命担当大臣（防災）	坂井学	殿
内閣官房長官	林芳正	殿

山形県議会議長 森田 廣